

□農業者年金への加入のお勧め□

農業者の皆様に農業者年金の加入をお勧めします！！

農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の方々の、老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」です。

☆農業者年金の6つのポイント

ポイント① 農業者年金の加入資格

- ① 国民年金1号被保険者（保険料免除者は除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

ポイント② 少子高齢化時代に強い積立方式

- ① 自分が積み立てた保険料と運用益に応じて受け取る年金です。
- ② 保険料を支払っている人の数や年金受給している人の数が変化しても影響を受けません。

ポイント③ 保険料の額は自由に選択

- ① 月額2万円～6万7千円で、千円単位で自由に選択できます。
- ② 経済的状況や老後設計などに応じていつでも見直しが可能です。

ポイント④ 終身年金で80歳までの保証付き

- ① 原則65歳から終身です。（60歳まで給付開始を繰上げも可能です。）
- ② 仮に80歳前までに亡くなった場合でも、死亡の翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が「死亡一時金」として遺族に給付されます。

ポイント⑤ 支払った保険料全額が社会保険料控除の対象

- ① 保険料全額（年間12万円～80万4千円）が社会保険料控除されることによって、課税所得が下がり税金が安くなります。（所得税・住民税の節税）

ポイント⑥ 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）

- ① 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、月額保険料2万円の2割、3割又は5割の保険料補助を受けることができます。

○補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

※保険料の補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から補助額を差し引いた金額となります。

☆詳しくは

 [独立行政法人農業者年金基金ホームページへ](#)

加入に関するご相談は、農業委員会事務局又は農協各支店へお問合せください。